

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

①国・府との連携

総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・府との連携を図ります。

②関係団体等との連携

家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働体制を強化し、施策の推進を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、町民等による推進体制を確立し、進捗状況や施策方針を確認するとともに、協議が必要な事項や新たな課題などについて検討を行い、円滑な推進を図ります。

また、広報やホームページなどの多様な媒体の活用により、男女共同参画計画の内容や推進状況などの情報を公開し、広く町民に周知します。あわせて、これらに対する町民意見の聴取に努め、計画の推進などに反映させます。

